

## IV. ベビー飲料の表示に関する自主基準

### 1. 目的

この自主基準（以下「基準」という）はベビー飲料の製造、販売に携わる事業者としての良識にもとづき、ベビー飲料の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

### 2. 適用の範囲

この基準で「ベビー飲料」とは、製品規格の定義 2-1 から 2-8 に適合するものであって「ベビー飲料」である旨を表示したものをいう。

### 3. 必要な表示事項

ベビー飲料の製造業者、加工包装業者または輸入業者（販売業者が、製造業者、加工包装業者または輸入業者との合意により、製造業者、加工包装業者または輸入業者に代わってその品質に関する表示を行っている場合にあつては、当該販売業者。以下「製造業者等」という）がベビー飲料の容器または包装に表示すべき事項は、義務表示事項とその他の表示事項であり、それぞれ次の通りとする。

#### 3-1 義務表示

下記の項目について背景の色と対照的な色を用いて容器包装に一括して表示する。ただし厚生労働省が指定した「アレルギー特定原材料等」については「アレルギー特定原材料」に限らず、すべての原材料について消費者に分かりやすく表示する。

- 1) 名称または品名
- 2) 原材料名
- 3) 内容量
- 4) 賞味期限
- 5) 保存方法
- 6) 原産国名（輸入品に限る）
- 7) 製造業者等の氏名または名称および住所

#### 3-2 その他の表示

##### 1) 商品名

食品の内容を分かりやすく表現した商品名を表示する。

##### 2) 乳幼児用飲料を意味する文字

「ベビー飲料」と表示すること。ただし社名等を冠した「〇〇ベビー飲料」と表示してもよい。

##### 3) 製品特徴

製品の特徴を分かり易く表示する。なお、不当景品類及び不当表示防止法等で規定される優良誤認の恐れがないように記載されなければならない。

##### 4) 栄養成分

健康増進法第 31 条の規定に基づく栄養表示基準に準拠し、栄養成分を表示する。

##### 5) 使用方法および使用上の注意

喫食の際、加温、希釈等を行う必要のあるものについてはその方法を説明する。

なお、品質表示基準または公正競争規約のある品目は、それに従って表示する。

開封後の取扱いとその保存方法については、品目に応じて具体的に説明する。

6) 一回分の目安量

必要に応じ、離乳の進行状況に応じた適切な利用方法および一回分の目安量を表示する。

7) 対象時期

対象発育時期および（あるいは）適用月齢を表示する。

なお、エネルギー量が 5 kcal/100 g 以上の飲料については、授乳の妨げにならないように、適用月齢を 2 カ月以上とする。（ただし、ドライタイプ茶の製品は除く。）

8) 消費者の質問の照会先

消費者の質問に対応する機関を社内に設け、その連絡先を明記する。

9) 容器包装識別表示

別に定める「容器包装識別表示ガイドライン」に従う。

10) 警告表示

その製品の使用、取扱いなどで、消費者に危害を与える恐れ等がある場合は、品目毎に別に定める必要な表示を記載する。

11) 母乳促進に関する文言

製品が、授乳の妨げとなる使用の恐れがある場合は、適切な使用方法と授乳の妨げにならないように、その注意を惹起する文言を記載する。

#### 4. 商品名の表示基準

製造業者等は、商品名に果実、野菜のうち特定の原材料名を表示する場合は以下の基準に従う。

4-1 イオン飲料および茶製品を除く、果実・野菜成分を含むドライタイプ製品にあっては、果汁固形分○○%、野菜固形分△△%、無果汁等と製品中の果汁・野菜等の含有率を明記する。

4-2 含有率は表 3 に示す大きさの文字で見やすく明瞭に商品名に近接して表示する。

表 3 含有率表示文字の大きさ

商品名文字の大きさ	併記文字の大きさ
18ポイント未満	8ポイント以上
18ポイント以上 42ポイント未満	10ポイント以上
42ポイント以上	12ポイント以上

#### 5. 不当表示、不当広告の禁止

5-1 製造業者等は、ベビー飲料に関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、「2. 適用の範囲」の内容に合致しない製品については、ベビー飲料であるかのような表示をしてはならない。

5-2 製造業者等は、ベビー飲料に関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、当該商品の内容が実際のものよりも著しく優良であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示をしてはならない。

5-3 製造業者等は、ベビー飲料に関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、他の事業者またはその製品を中傷し誹謗するような表示をしてはならない。